

令和7年度 日本学生支援機構奨学金

「特に優れた業績による返還免除」

申請の手引き

申請を希望される方は、必ず熟読のうえ申請してください。

目次

1.制度の概要について	・・・P.2
2.申請にあたって	・・・P.3
3.添付する「業績を証明する資料」について	・・・P.4
4.大学評価項目について	・・・P.6
5.評価方法について	・・・P.8

お問い合わせ：宇都宮大学学生支援課

TEL:028-649-5102

MAIL : shougaku1@a.utsunomiya-u.ac.jp

1. 制度の概要について

特に優れた業績による返還免除制度

大学院第一種奨学金（授業料後払い制度を含む。以下同じ）で、当該奨学金の貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者が、日本学生支援機構の認定を受けた場合、当該奨学金の全額又は半額の返還を免除される制度です。

対象者

大学院第一種奨学金採用者で、令和7年度中に貸与が終了する者（満期・辞退・退学・廃止を含む）のうち、当該奨学金の貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる者。

申請からの流れ（予定）

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 申請書類の入手 | 添付又は本学HPより各種様式をダウンロード |
| 2. 返還免除申請 | 申請書類（紙とデータ）を学生支援課に提出
<u>期間：令和8年1月13日（火）～2月6日（金）</u> |
| 3. 学内選考（4月下旬） | 返還免除候補者を選考し、本学から機構へ推薦 |
| 4. 返還免除者の決定（7月） | 機構が免除者（全額免除・半額免除）を決定 |
| 5. 選考結果通知（7月下旬） | 機構が返還免除者本人宛に文書で通知 |

2. 申請にあたって

返還免除を申請する場合、採否が決定するまで繰上返還を行わないでください。

提出方法

- ・紙媒体とデータの両方を必ず提出してください。
- ・提出書類（ファイル）は原則A4サイズで印刷してください。
- ・提出した書類は返却できませんのでご注意ください。

プリントアウト時の注意

- ・必ず項目ごとに両面印刷してください。
- ・片面ずつ貼り付けて提出することは禁止です。

作成上の注意

- ・修正がある場合は、修正後の紙媒体とデータを差し替えて提出してください。
- ・提出されたデータはそのまま選考資料として使用します。

以下を必ず確認し不備がある場合は、各自で調節してください。

- ・印刷した状態で内容が確認できるか（文字サイズ、図表のみやすさなど）。
- ・枠からはみ出しや印刷切れがないか。

提出書類・提出ファイルの作成方法

手順① フォルダーを「学籍番号+氏名」で作成する。

手順② 以下のファイルを手順①で作成したフォルダーに追加する。

申請書類	ファイル名 *数字は半角
1. 返還免除申請（宇大様式☆-1）	1_+「学籍番号」+「氏名」 例：1_246999A 宇太郎.docx
2. 2025 年度業績優秀者返還免除申請書（様式 1-A） ※Excel のまま提出ください。	2_+「学籍番号」+「氏名」+「申請書」 例：2_246999A 宇太郎申請書.xlsx
3. 返還免除候補者選考に関する評価調書 (宇大様式☆-2) ※Excel のまま提出ください。	3_+「学籍番号」+「氏名」 例：3_246999A 宇太郎.xlsx 評価項目は「II.評価項目及び評価方法」を参照しながら入れてください。
4. 業績を証明する書類 ※ファイル名の「資料番号」は、学内選考で優れた業績を挙げたと評価した資料（各項目ごとに 1 点）の番号で、申請書と揃えてください。	4_+[氏名] +「資料」+「資料番号」 例： 4_宇太郎資料 1-1.pdf 4_宇太郎資料 1-2.pdf 4_宇太郎資料 6-1.pdf 4_宇太郎資料 7-1.pdf 4_宇太郎資料 10-1.jpg

3. 添付する「業績を証明する資料」について

以下の条件を満たすか確認してください。

- 提出する資料の拡張子は次のいずれかでお願いします。
pdf、docx、xlsx、pptx、ods、odt、gif、jpg、png
- 大学院で貸与を受けた期間の業績のみ対象です。学部時代の業績は不可。
- 各提出資料は指定された「最大ページ数」以内で提出してください。
- 紙媒体の提出資料右肩に「宇大様式☆—2」および「様式1-A」に記入した資料番号を記入してください。**データ提出の資料に記入されていても構いません。

【資料の必要項目と最大ページ数】

業績の種類 評価対象となった項目について、各1点の資料を提出	必要項目と注意 紙媒体で提出する資料は、「必要項目」に蛍光マーカー等で印を付けてください。なお、データ提出資料にマーカーがあっても構いません。	最大ページ数
1 学位論文その他研究論文	<p>【学位論文】</p> <ul style="list-style-type: none">申請者名 ・論文タイトル論文内容の概要（本文の書き出し部分又は要約を含む） <p>※論文内容の概要が複数ページに渡る場合には、1ページ目のみ提出してください。</p> <p>【研究論文】</p> <ul style="list-style-type: none">申請者名（著者名） ・論文タイトル論文内容の概要（本文の書き出し部分又は要約を含む）学術雑誌等名及び発行年（査読つきの場合） <p>【学会での発表】</p> <ul style="list-style-type: none">申請者名（発表者名） ・題目 ・会議名 ・発表年 ・主催者表彰名、受賞名、優秀賞、順位、奨学金・外部資金獲得 等（表彰がある場合） <p>【日本学術振興会の特別研究員に採用、又は、民間財団等が公募している競争的資金を獲得】</p> <ul style="list-style-type: none">申請者名 ・年度特別研究員採用の旨又は獲得した競争的資金の名称等の情報 <p>※特別研究員証明書又は民間財団等が公募している競争的資金に係る証明書等</p>	4
4 著書、データベースその他 の著作物 (第一号、及び第二号に掲げ るもの除く。)	<ul style="list-style-type: none">申請者名（著者名）著書、データベース等タイトル ・発行年 <p>○下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none">申請者が執筆、作成した文章・データの一部申請者が執筆、作成した文章・データの要約 <p>※著書、データベースの概要が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3ページ）以内で提出してください。</p>	3

5	発明 (専攻分野に関連した)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 (発明 (考案) 者名) 特許等出願番号 出願日あるいは登録日 特許等の出願時あるいは登録時に付与される番号 <p>※団体での出願の場合は、申請者名が確認できるもの。</p>	3
6	授業科目の成績 (専攻分野に関連した)	<p>GPA の良し悪しに限らず全員以下 2 つを入力してください。</p> <p>成績証明書は大学で準備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 1 - A 「業績の種類 6」を記入例のとおり入力。 ・宇大様式☆ - 2 「評価項目」を記入例のとおり入力。 	2
7	研究又は教育に係る 補助業務の実績 (専攻分野に関連した)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 ・年度 研究プロジェクト名又は授業名 (専攻分野との関連が分かる程度) <p>※業務内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数 (3 ページ) 以内で提出してください。</p> <p>※大学授業での TA については、ご自身で労働条件通知書等の証明書類を用意し提出してください。紛失等により提出できない場合には、下記の Forms より該当の授業科目等をお知らせください。なお、大学で用意できるのは「労働条件通知書」が発行されている学部科目的 TA のみです。</p> <p>【証明書類が用意できない TA 科目報告用 Forms】 https://forms.office.com/r/dPpSXZVypN</p> <p>※Microsoft365 に宇大の ID でログインが必要です。</p> 	3
8	音楽、演劇、美術その他芸術 の発表会における成績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 ・発表会名 ・年度 ・成績 (受賞名、順位等) <p>※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。</p>	3
9	スポーツの競技会における 成績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 ・競技会名 ・年度 ・成績 (受賞名、順位等) <p>※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。</p>	3
10	ボランティア活動その他の 社会貢献活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名 ・活動内容及び実績 ・年度 ・イベント等の名称 (専攻分野との関連が分かる程度) <p>※申請者が参加されたことの確認が取れない資料 (写真や新聞記事など) は不備となりますので 申請者本人が参加されたことが分かる資料 (参加者名簿など) の提出をお願いします。写真のみ提出の場合 は業績として認められません。</p> <p>※活動内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数 (3 ページ) 以内で提出してください。</p>	3

4. 大学評価項目について

業績の種類 (評価項目)	機構が定める 評価基準	機構が定める評価項目の区分	
		大学院における教育 研究活動等	専門分野に関連した学外に おける教育研究活動等
		本学が定める評価項目	本学が定める評価項目
1 省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	① 学位論文及びその他の研究論文について、特に優れていると認められていること。	② 学会誌等への論文掲載 ③ 学術雑誌等への掲載 ④ 国際会議論文 ⑤ 学会発表 ⑥ 学会表彰 ⑦ 日本学術振興会特別研究員に採用 ⑧ COE研究員に採用 ⑨ 科学研究費補助金等の研究助成金の獲得
2 省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。 【実技系の卒業発表や卒業制作が該当します】	① 2026年2~3月の業績について、④⑤の資料は提出物と先方とのメールやり取り等で発表日時が確認できるものをつけてください。 ②③論文掲載審査中のものは先方が受理したことがわかるメール等をつけてください。2026年2月20日(金)17:00まで追加分の受付をします。	② 権威ある大会及び団体において評価を得たもの ・展覧会、演奏会等への作品発表 ・指導員、審判・審査員等の資格取得及び審査・指導 ・全国的な競技会への出場
3 省令第36条第3号に定める「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること。		業績の種類2と3について、本学では該当しません

4 省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物(省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。)」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	<p>① 1, 2以外の著書、データベースが特に優れていると認められること。</p>	<p>② 1, 2以外の著書、データベース、解説記事等の著作物がある。</p>
5 省令第36条第5号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	<p>① 特許・実用新案等が特に優れていると認められること。</p>	<p>② 特許・実用新案等の取得あるいは出願をしている。</p>
6 省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	<p>① 優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められたこと。</p> <p>② 成績評価等により特に優秀と認められたこと。</p> <p>③ 「修士課程」特に優れた研究能力及び専門的知識を有すると認められること。</p> <p>④ 「博士後期課程」研究者として独立して研究活動を行う能力が顕著であると認められること。</p>	<p>6-③ 大学院研究奨励費(研究グランド) 助成採択・学長賞・研究科長賞</p>
7 省令第36条第7号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	<p>① リサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること。</p>	<p>② 学外でのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること。</p>
8 省令第36条第8号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	<p>① 国内外における発表会等において、受賞等があること。</p>	<p>音楽分野の研究と関連している人が対象です。</p>

9 省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	<p>① 国内外における競技会等において、入賞等があること。</p> <p>スポーツ分野の研究と関連している人が対象です。</p>
10 省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献の活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益に寄与した研究業績であると評価されること。	<p>① 学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの。</p> <p>② 学外での顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの。</p> <p>研究に関係したボランティアに限ります。</p>

5. 評価方法について

1 業績の種類の1及び4（教育学研究科については専攻分野に関連した業績として認められる場合には8及び9を含めるものとする。）を主要業績群、それ以外を参考業績群とし、評価の比重は2：1とする。

2 主要業績群と参考業績群の各評価項目について総合評価する。

（1）主要業績群

特に優れた業績の評価をA（10点）及びB（8点）とする。

優れた業績の評価をC（6点）、D（4点）及びE（2点）とする。

（2）参考業績群

特に優れた業績の評価をA（5点）及びB（4点）とする。

優れた業績の評価をC（3点）、D（2点）及びE（1点）とする。

3 評価項目ごとに返還免除候補者選考に関する評価調書（宇大様式☆-2）に評価内容を記入し、証明する書類を記載する。

4 総合評価点の高い順から推薦順位を決定する。

（注）業績8、9及び10は、専攻分野に関連した業績でないと認められない。